

研究開発センター ニュースレター

◆「研究開発センター ニュースレター」発行の趣旨◆

「研究開発センター ニュースレター」は、科研費等の公的研究費や学内の研究費等の使用に係る不正防止のための啓発活動の一手段として、研究費の使用ルールの紹介や文科省で発表している研究費不正事例等を紹介していくと共に、研究開発センターにおける研究支援活動の紹介も含めて全構成員へ情報発信して参ります。

◆公的研究補助金監査が実施されました

2022年度の公的研究補助金監査が6月下旬から8月上旬にかけて実施されました。公的研究補助金監査は、執行手続きの適切性及び管理運営状況を検証する目的として、毎年、監査室により実施されています。

なお、公認会計士を監査補助者として加え、監査の質の向上を図っています。

監査で発見された事例から、研究費の執行時は以下ご留意くださるようお願いいたします。

- 物品費
 - ・税込30万円を超える設備備品等の購入(複数の物品を一式や一度で購入し、税込合計30万円超となる場合も含む)は、**事前の事務決裁が必要**になります。
 - ・同一科研費内で、同一もしくは類似の物品を2点以上購入している場合は、原則**理由書の提出**をお願いします。
- 旅費
 - ・出張報告書は、**出張後14日以内に提出**をお願いします。
 - ・出張届、出張報告書の様式は**新しい様式**でご提出をお願いします(旧様式は使用しないでください)。
- 人件費・謝金
 - ・臨時研究補助員、RA、研究補助者、P・D、研究支援者の雇用依頼書は、**役務提供開始日の前月20日までに研究開発センターへ提出**をお願いします。

今年度も後半に入り研究活動が活発になるものと思いますが、**取扱要領(執行ルール)を適宜ご確認いただきながら研究費を執行いただくよう引き続きよろしく申し上げます。**

【法政大学科学研究費助成事業取扱要領 URL(統合認証が必要です)】

https://www.hosei.ac.jp/application/shibboleth_research/5716/5689/4505/20220704_kakenhitoriatsukaiyoryo.pdf

◆公的研究補助金(科研費等)を執行又は応募する(した)研究者の皆様へ

公的研究補助金(科研費等)を執行又は応募する(した)研究者で、「コンプライアンス研修」及び「研究倫理教育(eAPRIN)」(※)の受講が未完了の方は、速やかに受講を完了くださるようお願いいたします。

※コンプライアンス研修：受講後、「誓約書及び理解度アンケート」の提出が必要です。

研究倫理教育(eAPRIN)：本学の今期の受講有効期間は、2020年4月1日～2025年3月31日までの5年度となり、期限内に2回以上(再受講)する必要はありません。

コンプライアンス研修及び研究倫理教育の詳細は、<https://www.hosei.ac.jp/kenkyu/6204/> を参照ください。

◆不正防止に係る取り組み・規程

不正防止に係る取り組み・規程をホームページで公開していますのでご覧ください。

なお、規程は**英語版も掲載**していますので、外国人教員・学生のみなさまも是非ご一読ください。

<https://www.hosei.ac.jp/kenkyu/6204/>

※ホームページの中段までスクロールしてください。

(右はHPのスクリーンショット)

関連規程等

- ☐ 経営倫理綱領
- ☐ (Hosei University Code of Conduct)
- ☐ 公的研究補助金等の適切な運営・管理のためのコンプライアンス研修及び誓約書に関する規程
- ☐ (Regulations Regarding Compliance Training for the Proper Utilization and Management of Public Research Funds, Etc. as Well as Written Pledge)
- ☐ 法政大学公的研究補助金等に関する不正防止ガイドライン
- ☐ (Hosei University Guidelines for Preventing Misconduct Relating to Public Research Funds, Etc.)
- ☐ 公的研究補助金等に係る不正に関する通報制度運用規程
- ☐ (Regulations Regarding the Operation of the Reporting System for Misconduct Pertaining to Public Research Funds, Etc.)

◆ 公的研究費の不正使用事例・・・「カラ出張」

文部科学省が発表している「研究機関における不正使用事案」のうち、今号では「カラ出張」に係る事例を紹介します。

【研究機関】	S 大学	【不正の種別】	カラ出張
【不正が行われた年度】	平成 24～29 年度	【不正に支出された研究費及び額】	2,835,742 円

【発覚の時期及び契機】

平成 29 年度内部会計監査において、S 大学に所属する教員(以下、「当該教員」という。)が行った出張について、事実確認ができなかったことから発覚した。

【不正の具体的な内容】

○動機、背景

当該教員は、当初、任期の定めのある職員として採用されたことから、常に成果を残さなければいけないという認識が強く、自らの能力を超える様な業務を引き受けたことにより、研究の遂行には問題が無かったが、研究費の執行に支障が生じた。また、大学運営資金の執行が遅れたことで、研究が遂行されていないと思われ、研究をしっかりとやるようにとの指導を受けた経験があったことから、研究費を確実に執行することも研究の遂行に欠くことのできない要素であるとの誤った認識があった。そのため、研究費が執行できないことで、研究の遂行に問題あると思われると考えた結果、研究費を執行しているように示す手段として、カラ出張を行った。

○手法

当該教員は、出張の必要がない旅費申請や出張の必要がある場合も、宿泊数を水増した事実と異なる旅費申請を行い、申請どおりに実施した旨の虚偽の旅行完了報告を提出し、不正に旅費を取得していた。なお、旅費申請を行う際に添付する資料として、学会等の開催通知が添付されていた場合でも、存在しない研究会の開催要項やその研究会で使用したとするプレゼン資料を偽造する形で不正に経費を取得していた事案もあった。

○発生要因

当該教員の倫理観及び法令遵守の意識が著しく欠如していたことによる。

本事案の詳細 : https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/12/27/1407222_2_1.pdf

◆ 公的研究補助金等の不正使用に関する通報受付窓口

本学における公的研究補助金等の不正使用に関する学内外(本学教職員、本学関係者、取引業者等)からの通報の受付窓口を設置しています。なお、通報を行ったことを理由として、不利益な取扱い(解雇、労働者派遣契約の解除、取引停止等)は行いません。

○学内通報受付窓口

「学校法人法政大学 監査室」

(送付先) 〒102-0073 東京都千代田区九段北 3-2-3 法政大学九段校舎 3 階

学校法人法政大学 監査室 宛

TEL:03-3264-9233 FAX:03-3264-9829 E-mail:kansa@hosei.ac.jp

○学外通報受付窓口(弁護士)

「国広総合法律事務所 弁護士(法政大学公的研究補助金等不正使用通報担当)」

(送付先) 〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-9-4 蚕糸会館 2 階

国広総合法律事務所 法政大学公的研究補助金等不正使用通報担当 宛

FAX:03-5222-5281 E-mail:hosei-hotline@kunihiro-law.com

コンテンツに関して、ご質問・ご助言・ご提案などございましたら、下記アドレスまでお寄せいただけますと幸いです。

<連絡先・問合せ先:研究開発センター suisin@adm.hosei.ac.jp>